

<個人型確定拠出年金のメリット・デメリット>

FPネットワーク神奈川会員 福島佳奈美

老後資金の手段として注目されている個人型確定拠出年金、愛称 iDeCo（イデコ）をご存知でしょうか。令和2年2月時点での加入者は約153万人で、着実に加入者が増えています。今回は iDeCo のメリットとデメリット（注意点）についてお伝えします。

■ iDeCo の基本を確認

iDeCo は、確定拠出型年金法という法律に基づいて実施されている私的年金です。私的年金というのは、公的年金に相対する概念で、公的年金を補う形で個人が任意に加入するものです。iDeCo は、日本に住む20歳以上60歳未満のほとんどの方が加入できます。また、転職・退職時は、積み立てた年金資産を一定の条件のもと持ち運びできるのも特徴です。

iDeCo の最低の掛金額は5,000円ですが、最高掛金額は被保険者の種類によって違います。自分がいくら掛金を拠出できるかは iDeCo 公式サイトなどで確認しましょう。

(参考: <https://www.ideco-koushiki.jp/start/>)

■ iDeCo のメリットについて

iDeCo には「3つ」の節税メリットがあります。

(1) iDeCo は掛金全額が所得控除

iDeCo の掛金は、全額が「小規模企業等掛金控除」という所得控除の対象です。例えば年間掛金が120,000円で所得税率が10%、住民税が10%として計算すると年間24,000円の税金が軽減されるということになります。掛金には上限がありますが金額が大きければ、それだけ節税メリットも大きくなりますし、所得税率の高い方はさらに節税メリットを感じやすいのではないのでしょうか。税金を手元に戻すためには年末調整や確定申告での手続きが必要です。

N P O 法 人 F P ネットワーク 神 奈 川

〒220-0021 横浜市西区桜木町7-42 八洲学園横浜ビル7階

セミナー: TEL 045-620-4076 メール seminar@money.kanagawa.jp

相談: TEL 045-620-4077 メール soudan@money.kanagawa.jp

(2) 運用益が非課税

iDeCo は定期預金や投資信託などに掛金を拠出できます。投資信託などの金融商品の値上がり益には通常、源泉分離課税で 20.315%の税金がかかりますが、iDeCo は非課税です。運用益が非課税なのは「NISA」や「つみたてNISA」も同様です。

(3) 受取時にも税制優遇がある

iDeCo は原則 60 歳以降に年金や一時金として受け取ることができますが、受け取りの際も税制優遇があります。年金として受け取る場合は公的年金と同じように「公的年金等控除」が、一時金として受け取る場合は退職金と同じように「退職所得控除」が受けられます。

以上の 3 つの節税メリットの他、iDeCo は 60 歳まで引き出せないから強制的に老後資金が貯まるというのも、お金を貯めるのが苦手な方にはメリットになるかもしれません。

■ iDeCo のデメリット（注意点）

3 つの税制優遇があり魅力的な iDeCo ですが、いくつかデメリット（注意点）があります。

まずは、手数料がかかることです。iDeCo 加入時には 2,829 円（1 回限り）の加入時手数料がかかる他、掛金納付の都度 105 円かかります。これらは国民年金基金連合会に支払う手数料で、必ず必要なものです。他に必ず必要な手数料には、事務委託先金融機関に支払う月額 66 円の管理手数料があります。また、加入手続きをした金融機関（運営管理機関）に支払う「運営管理機関手数料」があります。こちらは金融機関によって異なり、無料のところや一定の優遇サービスがあるところなど様々です。手数料はかかるものの、税制メリットでその分をクリアできる場合が多いのですが、運営管理機関は、どんな商品があるか、サポート体制はどうか、といったことも含め、よく比較検討してから申し込みましょう。

さらに、iDeCo の掛金を投資信託で運用する場合、元本割れする可能性もあります。投資経験や年齢などにより、どの程度のリスクが取れるかは人それぞれです。ある程度の投資の知識を身につけるようにしましょう。

また、iDeCo は老後資金形成のための制度ですので、基本的には 60 歳まで引き出すことができません。どうしても掛金を拠出するのが厳しくなった場合は、それまで拠出した資産を運用する「運用指図者」となります。その場合も事務委託先金融機関に支払う月額 66 円の管理手数料や運営管理機関に支払う手数料が必要ですので注意しましょう。最低でも 5,000 円の掛金を 60 歳まで拠出できるかどうか、というのが加入するかどうかのひとつの判断基準になります。なお、運用指図者となった場合でも、余裕ができた段階で手続きをすれば、掛金の拠出を再開することができます。

60 歳の時点で加入期間が 10 年に満たない場合は、受け取り開始年齢が遅くなりますので、50 歳以降に開始する場合には注意しましょう。但し、加入期間は企業型確定拠出年金や厚生年金基金など他の年金制度の加入期間と通算できます。

■ iDeCo の利用方法はいろいろ

iDeCo には前述のようなメリット・デメリットが両方あることを考慮に入れつつ、自分に合ったカタチで利用しましょう。iDeCo では掛金をどの運用商品に配分するか、割合を自由に決められます。所得税率の高い方は、あえて積極的に運用せず iDeCo の定期預金商品で節税メリットを享受する方法もありますし、まだ若い方は、掛金を投資信託で運用し積極的に値上がりを期待する方法もあります。もし経済状況が落ち込んでも受取時までには回復する時間が十分あるからです。但し、受け取りが近くなってきたらこれまで積み立ててきた資産を安定資産に順次移行する（スイッチング）といったことも考慮に入れておきましょう。

なお NPO 法人 FP ネットワーク 神奈川では、資産運用についてのご相談も承っております。詳しくはコチラをご覧ください。

<http://www.fpnk.org/consulting.html>

N P O 法 人 F P ネットワーク 神 奈 川

〒220-0021 横浜市西区桜木町 7-42 八洲学園横浜ビル 7 階

セミナー：TEL 045-620-4076 メール seminar@money.kanagawa.jp

相談：TEL 045-620-4077 メール soudan@money.kanagawa.jp